

# 告 示

## 埼玉県告示第千八百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和四年十月二十四日に県営土地改良事業明戸北部地区（区画整理事業）の換地処分をした。

令和四年十一月一日

埼玉県知事 大野 元裕